

# 甲種防火管理新規講習実施要綱

## 1 目的

この講習は、消防法第8条第1項の規定による防火管理者の資格を同法施行令第3条第1項第1号イの規定に基づき付与することを目的に実施するものです。

## 2 講習日時

令和7年7月24日(木) 8時30分から17時00分まで

令和7年7月25日(金) 8時30分から12時15分まで

## 3 講習受付

受付は、両日とも8時00分から8時30分です。

## 4 講習会場

長門市東深川1902番地1 長門市消防本部 3階講堂

## 5 受講費用

テキスト代として、3,600円を受講当日に納めてください。

## 6 申込方法

受講申込書に必要事項を記入のうえ、消防本部予防課へ申し込みください。

(※郵送・FAX・mailでも受け付け可能です。)

## 7 申込受付期間

令和7年7月1日(火)から7月14日(月)まで

## 8 定員

会場の都合により定員を40名とします。

なお、受講につきましては、市内事業所の防火管理者に選任される予定の方を優先とし、申込期間内でも定員に達した場合には締め切りますので、ご了承願います。

## 9 講習科目の一部受講免除

消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている方又は自衛消防業務講習の課程を修了し、修了証の交付を受けている方は、「防火管理の意義と制度の概要」の

受講免除を受けることができますので、該当の免状又は修了証の写しを添付して申し込みください。

## 10 その他

- (1) 2日間の全科目を受講された方に修了証を交付します。  
(遅刻又は早退した場合は修了証の交付が受けられません。)
- (2) 講習当日は、筆記用具を持参してください。
- (3) 2日目は実技訓練を行いますので、動きやすい服装で受講してください。
- (4) 車両は、消防本部敷地内に駐車可能ですが、台数に制限があります。できる限り、乗り合わせなどの対応をお願いします。
- (5) 1日目に昼食(税込 500 円)を希望される方は、受付時に注文してください。  
なお、受講費用及び昼食代とも、お釣りの要らない様ご協力をお願いします。

### 送付先・お問い合わせ

〒759-4101 長門市東深川 1902 番地1

長門市消防本部 予防課調査指導係

電話:0837-22-5297(直通)

FAX:0837-22-0428

Mail:[shobo.chosa@city.nagato.lg.jp](mailto:shobo.chosa@city.nagato.lg.jp)